

平成25年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産研究所、水産加工振興センター
商工観光課〕
建設水道部〔都市整備課、都市整備主幹〕
2. 監査の期間 自 平成25年11月18日
至 平成25年12月27日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 洋 志
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成24年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否

- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産研究所

○ 水産指導担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 変更申請がなされた北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（有害生物駆除事業）において、
 - ①実績報告書に添付される補助金等精算書及び事業精算書に変更後の予算額や指令額などが記載されていないこと。
 - ②確定伺書の補助指令額欄に当初の指令額が記載されていること。など、誤りが見受けられるので、適正に事務処理されたい。

● 水産加工振興センター

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 水産加工振興センター使用料納入通知書発付簿において、決裁を部長まで得ていないこと、及び会計管理者まで通知の合議を得ていないのは不適切であり、会計規則第23条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 「サンマ資源を活用した学校給食用食材開発業務委託料」及び「生ウニ冷凍技術開発研究業務委託料」の支出において、契約により委託料を請求できる者以外の者からの請求に対して支出をしたことは著しく不適切であり、十分確認をするか、委任状を徴するなど適正に事務処理されたい。

3. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、3カ年の契約を締結しているが、長期継続契約に必要な条項が記載されておらず著しく適正を欠くので、充分留意されたい。

4. その他事務について

【指摘事項】

- (1) 水産加工振興センターを使用する場合において、申請書兼許可書を提出し、許可書の交付を受けなければならないこととなっているが、許可書を交付していないので、水産加工振興センター条例施行規則第3条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

●商工観光課

○商工労政担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 臨時職員の賃金の支出において、欠勤日や有給休暇日の把握誤り、または交通費加算分の未払いなどがあり過不足が生じているので、精査の上精算されたい。
- (2) 観光アピール看板制作・設置業務委託料の支出において、7月10日に完了を確認し、8月7日に全額を支出しているが、7月10日までに完了確認できたものは4種類の看板のうち港まつりの看板までであり、かに祭やさんま祭等の看板は未制作であり、当然設置も行われていないため、本件は前金払として処理するか、分割して支出する旨契約書に規定するなど、履行の確認と支出の関係を明確にし支出されたい。
- (3) U・Iターン就職支援事業周知用チラシを作成する起案文書において、チラシを作成し、新聞折込みしたい旨決裁を得ているが、見積書の添付もなく、発注先、印刷枚数及び支出負担行為金額等重要な事項の承認を得ていないので、是正されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 季節移動労働者就労前健康診断委託契約において、市立根室病院と契約することとなっているが、契約書がないので適正に事務処理されたい。
また、別途定める「根室市季節移動労働者就労前健康診断実施要領」により実施することとなっており、当該要領を定めているが、市の負担額が決裁を得た要領と実際に適用している要領で異なっており、要領を改正した形跡もないので、適正に事務処理されたい。

3. その他事務について

【指摘事項】

- (1) 季節移動労働者就労前健康診断実施要領、電気用品安全法事務処理要領及びガス事業法事務処理要領を制定するため部長までの決裁を得ているが、本要領は訓令に該当するものと解されるので、決裁は市長まで、更に総務部長及び総務課長の合議を要するので、適正に事務処理されたい。

○観光振興担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 根室半島一周北方領土啓発バス運行事業補助金の支出において、補助事業者は市補助金等交付規則のほか市北方領土隣接地域振興等補助金交付要綱に定められた書類を交付申請書及び実績報告書に添付することとなっているが、一部添付されていないものがあるので適正に事務処理されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 明治公園野鳥観察舎施錠清掃委託業務の見積合において、見積合執行者を課長職が行っているが、単価による見積合執行は予算額（設計額）で判断し、部長職が行うべきであり、執行者の選択に誤りがあるので、適正に事務処理をされたい。
- (2) 落石岬バイオトイレ清掃委託業務において、仕様書に記載されている業務期間外に業務を行わせ、支出しているが、別途見積書を徴して発注すべきであり、適正に事務処理されたい。

◎ 建設水道部

● 都市整備課

○ 都市管理担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 道路占用料の歳入調定において、積算誤りにより過小に調定しているものがあるので、金額を精査されたい。

○ 都市事業担当

- ・特記事項なし

○ 都市公園担当

- ・特記事項なし

○ 維持担当

- ・特記事項なし

○ 都市整備主幹

- ・特記事項なし